

放課後子どもスクールみらいの木 運営規定

(事業の目的)

第1条 NPO法人ちば地域再生リサーチが設置する放課後子どもスクールみらいの木(以下「事業所」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(以下「利用者」という。)を対象として、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた適切な遊びや生活が可能となるよう、利用者の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。

3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用者の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。

4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

5 前4項のほか、事業者は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)」、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉市条例第51号)」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、運営に取り組むものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 : 放課後子どもスクールみらいの木

(2)所在地: 千葉市美浜区高洲2-3-13

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数(※通常平日の配置数)及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)放課後児童支援員: 1~2名 補助員: 1~2名

(2)職員の役割は、次のとおりとする。

- ①一人ひとりの子どもの状況を把握する
- ②子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる
- ③本事業所で過ごす上で必要な基本的生活習慣を習得することを援助する
- ④遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す
- ⑤危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく
- ⑥保護者との伝え合いを通じて、子どもの育つ家庭での生活を支える
- ⑦地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする
- ⑧学校や地域、その他関係機関との連携を深める

(3)職員の職務は、次のとおりとする。

- ①日々の本事業所の活動を日誌に記載すること
- ②会費の納入状況を点検すること
- ③定期的な職員会議に出席すること
- ④本事業所の安全点検・衛生点検表を確認すること
- ⑤緊急時の連絡調整に関すること
- ⑥本事業所の安全・衛生を維持する諸活動の実施すること
- ⑦その他当該事業所の日常的な運営を統括すること
- ⑧子どもの育成支援計画を策定すること
- ⑨行事を計画し実施すること
- ⑩本事業に関する教育、研修の計画的な実施すること

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1)開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除く日

(2)開所時間

ア 小学校の授業日:放課後から午後6時まで

イ 小学校の授業の休業日(土曜日を除く。):午前8時から午後6時まで

ウ 土曜日:午前8時から午後5時まで

2 事業者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の健康管理、安全及び情緒の安定の確保

- (2) 利用者の活動中及び登所・降所時の安全確認
- (3) 利用者の活動状況の把握
- (4) 遊びに対する意欲及び自主的態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性・創造性及び社会性の育成
- (6) 家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) その他、放課後等における児童の健全育成上必要な支援

(保護者が支払うべき額等)

第7条 保護者から徴収する額(以下「保護者負担額」という。)は、次に掲げる額とする。

定期利用の場合

定期的に利用する場合は定期利用会員として会員登録するものとする。定期利用会員の資格は定期利用を継続する限り、卒業するまで継続するものとする。

- (1)定期利用会員登録料:0円
- (2)基本利用料:1~3年生:11,000円(月額) <ただし、7月は14,000円、8月は15,500円>
4~6年生:6,600円(月額) <ただし、7月は8,400円、8月は9,300円>
- (3)おやつ代:2,000円(月額)
- (4)延長利用料(平日の午後6時から午後7時までの利用):1,300円(月額)
(土曜日の午後5時から午後6時までの利用): 1,300円(月額)
- (5)臨時延長料金:800円／30分
- (6)傷害保険代:800円(年額)
- (7)その他

①教材費については、実費相当額を徴収するものとする

②イベント費 年間児童一人につき約1,000円(活動の内容により増減あり、参加希望者のみ)

③その他講座参加費は別途実費を徴収するものとする(参加希望者のみ)

(8)千葉市外に住所のあるお子さんの場合の基本利用料:13,500円(月額)<ただし、7月は16,500円、8月は18,000円>

2 前項(1)については、次のとおり減免制度を設けるものとする。

(1)同時に2名以上の児童が利用する場合は、下学年児童の利用料金を6,600円(月額)に減額<ただし、7月は8,400円、8月は9,300円>

(2)市区町村民税非課税世帯:2分の1に減額

3 不定期利用の場合

不定期に利用する場合は、不定期利用会員として会員登録するものとする。おやつ代は利用料金に含めるものとする。不定期利用会員の資格は退会手続きを行わない限り、卒業するまで継続するものとする。

- (1)不定期利用会員登録料:10,000円
- (2)基本利用料

2,500円(日額)

1,700円(午後のみ)

(3)キャンセルの場合

①申請時より日数が減る場合、1日につき500円のキャンセル料が発生する。

②利用日の変更については、申請した利用期間の前後1ヶ月以内であれば、平日への振り替えは無料とする。前後1ヶ月を超える変更はキャンセル扱いとする。土曜日の変更はキャンセルの後、新たな申込の扱いとする。振り替え時の利用時間枠変更による料金の差額は徴収または返金する。

(4)延長料金:800円／30分

(5)傷害保険代:940円(年額)手数料込み

(6)その他

①教材費

②イベント費(参加希望者のみ)

③その他講座参加費

以上の中のものは別途実費を徴収するものとする(参加希望者のみ)

3 前項(6)に規定する保護者負担額の他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ、保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

4 保護者負担額及び前項の実費は、事業者が指定する日に、現金または口座振替の方法により納付するものとする。

(利用定員)

第8条 利用者の定員は、原則として30名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、千葉市立高洲小学校区、千葉市立高洲第三小学校、千葉市立高浜第一小学校とする。

ただし、これを越えて利用することを妨げるものではない。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第10条 保護者は、事業の利用に当たっては、次に掲げる内容に留意すること。

(1)利用者が欠席をする場合には、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に届け出ること。

(2)感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められる場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。

(3)利用者に対し適切な保育を実施するため、保護者は食物アレルギーや障害等に関する情報

を事前に提供すること。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 放課後児童支援員等は、事業の実施中に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

3 支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえ不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(苦情解決)

第13条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業所は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 事業所は、他の放課後児童健全育成事業者等に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者及び職員は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整理するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて、保護者に周知するものとする。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年9月14日から施行する。